

広島市北部地区学校給食センター（仮称）等に係る施設及び工事の概要

（注）本資料は令和6年3月時点における基本設計の内容に基づき記載しています。今後の詳細設計及び関係法令に基づく許認可手続きに伴い内容に変更が生じる可能性があります。

1 計画概要

計 画 地	広島市安佐北区可部南2丁目（旧安佐市民病院南館跡地）
用 途	給食センター（工場・作業場） ※建築基準法第48条第5項ただし書きの用途の特例許可必要
地 域 指 定	都市計画区域 第一種住居地域 防火・準防火地域指定なし
敷 地 面 積	10,204.99㎡
建 築 面 積	約4,049㎡
延 床 面 積	約5,739㎡（1階：3,956㎡、2階：1,783㎡）
構 造 規 模	鉄骨造 地上2階建
最 高 高 さ	12.5m
駐 車 場	普通車27台（うち思いやり駐車場1台）＋大型2台
駐 輪 場	約30台

2 設計コンセプト

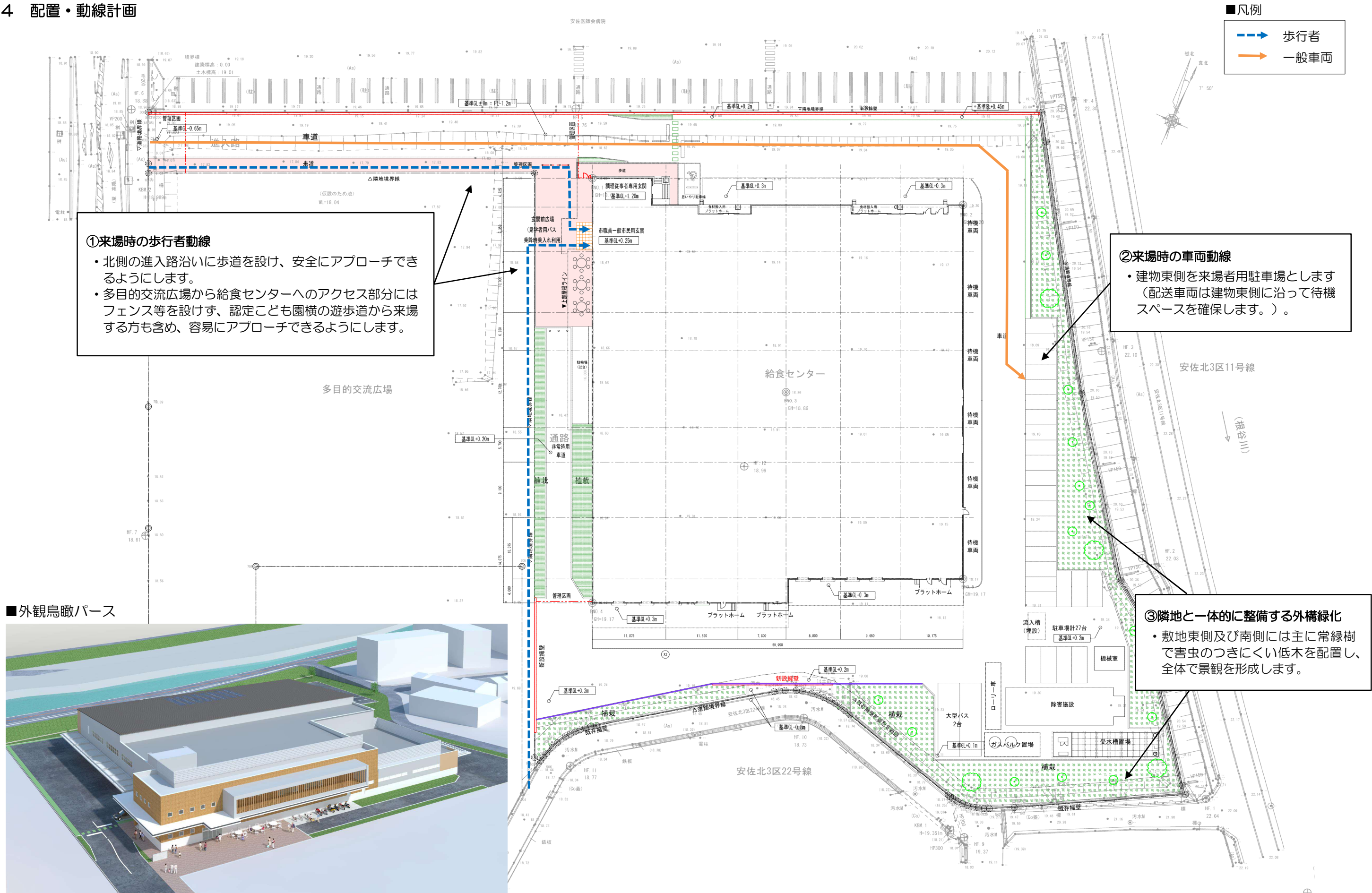
- (1) 安全で安心な学校給食の提供が可能な施設
HACCPの概念に基づき衛生管理が容易で効率的な運営の可能な施設とします。
- (2) 多彩なメニューやおいしい給食ができる施設
効率的な作業動線と実績に基づいた調理設備機器、作業スペースを確保した施設とします。
- (3) 食育や地産地消など学習面においても貢献できる施設
見学スペース等の必要諸室を機能的に配置し、多目的に利用できるようにします。
- (4) 近隣の住環境に配慮した施設
音や臭気的环境対策と交通安全対策を行い、景観へ調和するデザインとします。
- (5) 施設の機能に関する配慮
バリアフリーに広く対応し、将来的な更新を想定した維持管理しやすい建物とします。

3 事業スケジュール（予定）

区 分	令和6年度												令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
詳 細 設 計 等	← 詳細設計 → ▲公開による意見の聴取会（公聴会） ▲建築審査会 ▲特例許可 ← 計画通知 →																							
建 設 工 事																								
準 備 工 ・ 仮 設 工 事																								
基 礎 工 事																								
鉄 骨 ・ 軀 体 工 事																								
内 外 部 仕 上 工 事																								
設 備 工 事																								
外 構 工 事																								
検 査																								
開 業 準 備 等																								

▲供用開始

4 配置・動線計画

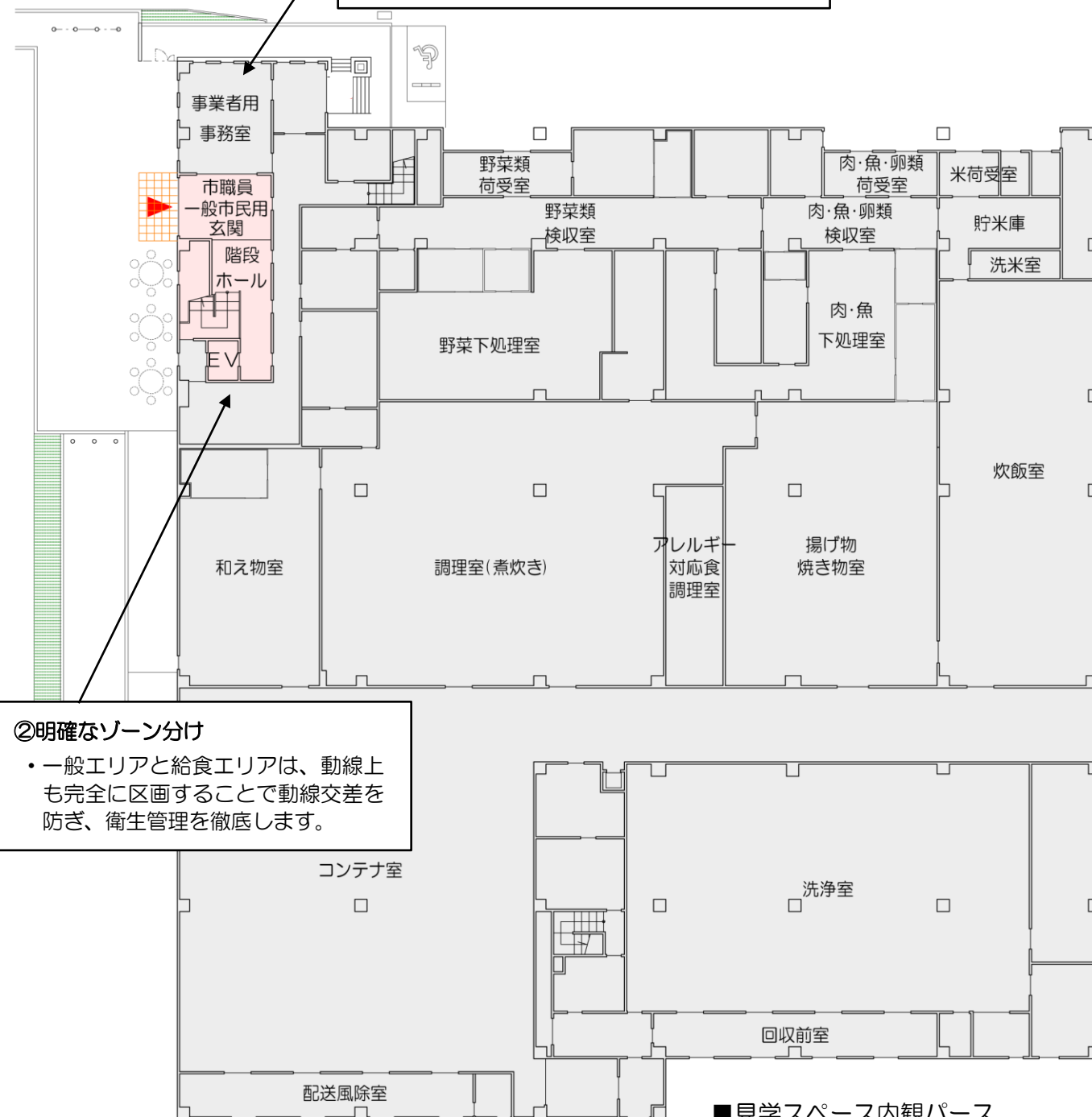


5 平面計画

【1 階】

①事業者用事務室

- 敷地入口と一般玄関を視認できる場所に配置とすることで車両や来場者の出入りが確認でき、安全安心に配慮した計画とします。



②明確なゾーン分け

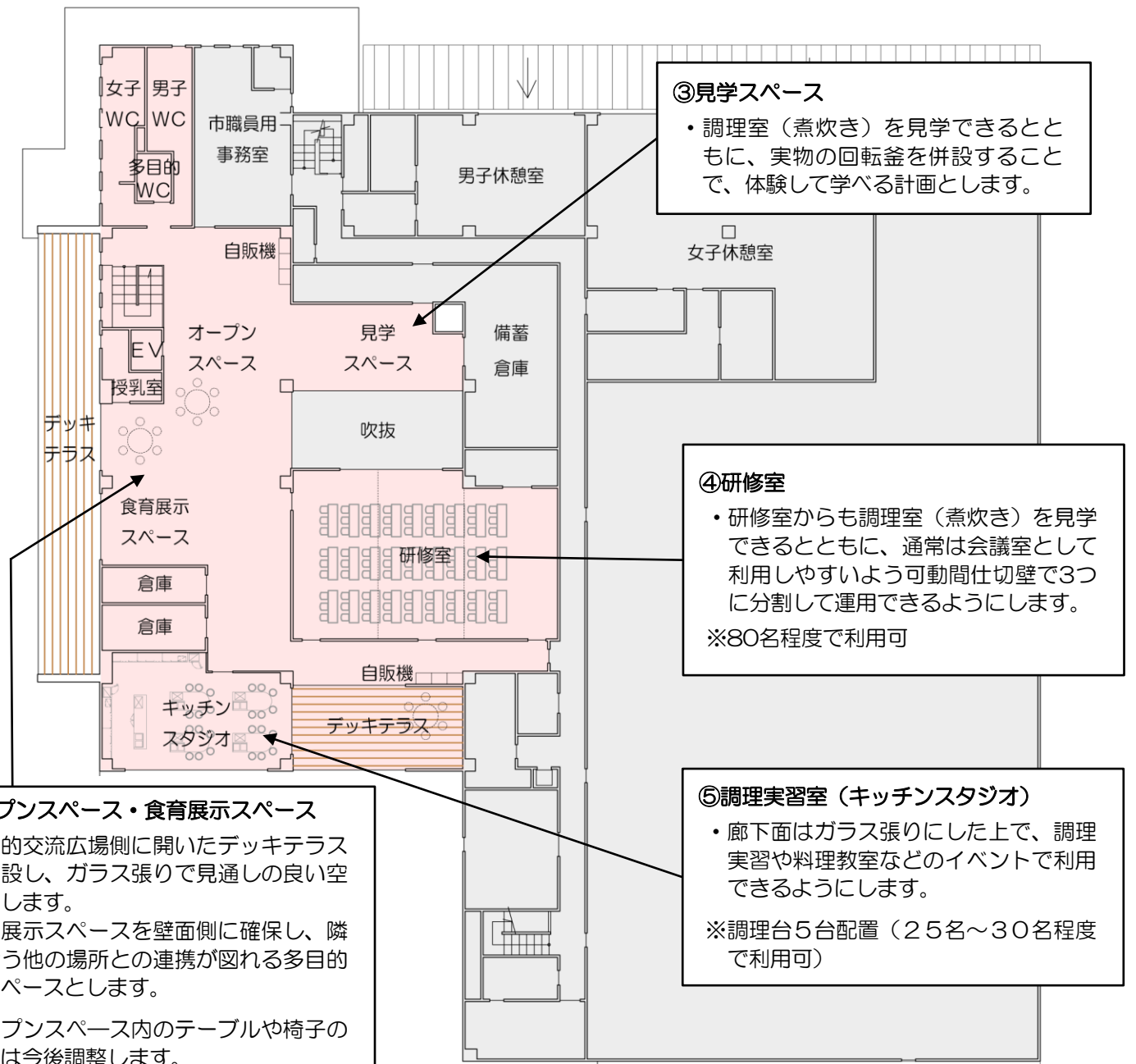
- 一般エリアと給食エリアは、動線上も完全に区画することで動線交差を防ぎ、衛生管理を徹底します。

■見学スペース内観パース



【2階】

■ 凡例



③見学スペース

- 調理室（煮炊き）を見学できるとともに、実物の回転釜を併設することで、体験して学べる計画とします。

④研修室

- ・研修室からも調理室（煮炊き）を見学できるとともに、通常は会議室として利用しやすいよう可動間仕切壁で3つに分割して運用できるようにします。
- ※80名程度で利用可

⑤調理実習室（キッチンスタジオ）

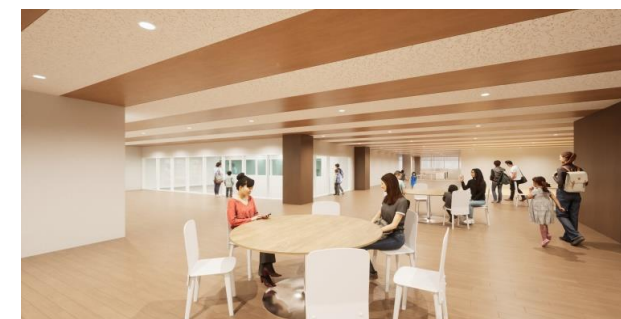
- ・廊下下面是ガラス張りにした上で、調理実習や料理教室などのイベントで利用できるようにします。
- ※調理台5台配置（25名～30名程度で利用可）

⑥オープンスペース・食育展示スペース

- 多目的交流広場側に開いたデッキテラスを併設し、ガラス張りで見通しの良い空間とします。
- 食育展示スペースを壁面側に確保し、隣り合う他の場所との連携が図れる多目的なスペースとします。

※オープンスペース内のテーブルや椅子の配置は今後調整します。

■オープンスペース内観パース



■キッチンスタジオ内観パース



6 環境計画（維持管理・運営期間）

(1) 車両の動線及び騒音対策等

- a. 配送車は新車のハイブリッド車とし周辺環境に配慮します。
- b. 周辺の道路状況を考慮して敷地西側道路からのアクセスのみとし、敷地出入口にカーブミラーや注意喚起の回転灯を設置します。
- c. 敷地内における配送車の動線を建物東側に集約することで、多目的交流広場及び認定こども園に対する騒音・臭気の低減や、来場者の安全確保に努めます。

(2) 臭気への適切な計画と対策

- a. 調理による臭気及び生ごみによる臭気には脱臭装置を設置し、臭気濃度を大幅に削減します。
- b. 厨房からの排気は2階屋上の中央付近で気化脱臭装置（※）を経由して排気します。
※天然植物性消臭液をガス化し、臭気を中和分解する気化脱臭方式で、中和分解後の副産物も無害のガスとなるため環境を守ります。
- c. 残渣処理室に厨芥脱水機を設置し、臭気を低減するとともにメンテナンスの手間を削減します。
- d. 厨房排水除外施設には直接臭気が漏れないような蓋等を設置し、万が一の事態も考慮して、道路境界線から十分な距離を確保した配置計画とします。
- e. 厨房排水除外施設からの臭気は、本体建物の高い位置まで臭気管を延伸した上で、その端部に脱臭装置を設置し、高い位置から脱臭後に排気することで影響を最小限に留めます。

(3) 騒音への適切な計画と対策

- a. 騒音源となる設備等は屋上の設備置き場に集約して配置し、敷地境界から適切な距離を確保します。また、必要に応じて防音壁を設置することで条例に定められている環境基準を遵守します。
- b. 特に、近接する認定こども園や敷地南側の住宅地に配慮し、南側には防音壁や緑地帯を設置することでより一層騒音を低減させます。
- c. 空調室外機等の騒音源となる機器には、設備架台と設備の間に防振ゴムを設け、振動による騒音を低減させます。
- d. 建物南側のコンテナ搬出部分にドッグシェルターを設置し密閉性を向上させることで、コンテナの積み込み・積み下ろし時の音を外部に漏れにくくするとともに衛生的で空調負荷も低減させます。

想定騒音指数

【防音目隠しフェンス設置後の想定音量】

受音点A：35.7dB

受音点B：38.5dB

※機器騒音が最も高くなる建物西側2地点における検討値

【広島県生活環境の保全等に関する条例における基準】

昼間：55dB以下、朝夕：50dB以下、夜間：45dB以下

※第一種住居地域における許容限度

